

R3 年度
保健・衛生マニュアル
＜保護者用＞

1 年間使用します。大切に保管してください。

福岡県立嘉穂特別支援学校

※このマニュアルは、国及び県の通知や学校医等の指導をもとに作成しています。

保健・衛生管理マニュアル（保護者用）

日頃より、本校の教育活動にご理解をいただきまして、誠にありがとうございます。
本年度本校では、感染症の学校内での感染を防止するため、以下の取り組みを行います。ご理解、ご協力の
ほど、よろしくお願いいたします。

★感染症予防対策のポイント★

感染源をなくす

- ・ 掃除
- ・ 消毒など

感染経路を遮断する

- ・ 手洗い
- ・ 三密を避ける
- ・ マスクなど

体の抵抗力を高める

- ・ バランスのとれた食事
- ・ 規則正しい生活習慣
- ・ 適度な運動
- ・ 予防接種など

施設等の消毒

○消毒液：消毒用エタノール

○具体的方法

頻度 原則毎日（1日1回以上） 箇所によっては週に1回～数回

場所 各教室、校内施設設備

消毒の方法

消毒液をつけた清潔なタオルや雑巾で拭く。

消毒する箇所・方法の観点

- ・ 消毒は、原則、教員が行うが、箇所によっては児童生徒も行う。
- ・ 多くの児童生徒等が手を触れる箇所
（机、いす、ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレ、手洗い場など）
- ・ 共用する用具や備品は、なるべく共用を避ける。共用を避けることが難しい場合は、使用前後に手洗いをする。

○プール

プール水は、学校環境衛生基準に従い、学校薬剤師の指導の下、管理している。塩素濃度が法的基準を満たしていることを条件に、プールの授業を行う。また、プールの手すりや蛇口などの施設消毒は、プール水で行う。

換気

○教室等において換気を徹底することとし、授業中や休み時間など、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行う。空調使用時も同様に行う。

○体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度の高低に関係なく、換気を行う。

手洗い

○こまめに手洗いを行い、きれいなハンカチを使用する。
(外から教室等に入る時、トイレの後、給食の前後など)

○具体的方法

- ・流水と泡石けんで手を洗う。
- ・流水で手洗いができない場合は、アルコール手指消毒液を使用する。
- ・泡石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗う。

※ハンカチやタオルは、毎日持ち帰り、清潔なものを使用する(持参忘れが予測される場合、学校に数枚保管しておくことも可能)

・手洗いの仕方の指導方法

ビオレ「あわあわてあらいのうた」の方法で統一する。

○アルコール手指消毒液は各クラスに1つ設置する。

マスク

○基本的な考え方：飛沫防止のためのアイテムの一つである(相手に自分のだ液を飛ばさないため)

○原則、常時着用

○朝の運動や体育時の着用：

通常

- ・屋外での活動→児童生徒の間に十分な距離を取っている場合、マスクを外しても良い。
- ・体育館での活動→換気を適切に実施しており、かつ、児童生徒の間に十分な距離を取っている場合、マスクを外しても良い。

※十分な距離とは、手の届く距離に集まらない、飛沫のかからない状態をいう。

緊急事態宣言の対象地域になった場合

- ・可能な限り屋外で実施する。体育館で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底する。
- ・マスクの着用は必要ないが、授業前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行ってない際は、可能な限りマスクを着用させる。
- ・呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用する。

○マスク着用が苦手な児童生徒：実態に応じて、指導や声かけを行う。

○持参忘れや替えのマスクが必要になること等が予測される場合、学校に数枚保管しておくことも可能。

健康観察等

- 毎朝自宅で検温等→連絡帳に挟んでいる記録用紙（青用紙）に記入する。
- 毎朝バス乗車時に保護者と添乗員で確実な健康情報を共有（体調不良時は乗車不可）
- 登校後、全員検温・記録（健康観察簿に記入欄あり）
- 遅刻の対応：保護者は、来客用玄関に設置しているアルコールで手指消毒をする。
教室に入る前に、担任と保護者で、家庭での検温や健康状態について口頭で確認。
その際、家庭で検温していなかった場合は、教室の外で検温する。
- 体調不良（発熱等の風邪症状）がみられる場合には、保護者連絡の上、早退させる。
※保護者迎えまでの間、学校にとどまる場合は、他者との接触を可能な限り避けられるようにする。
- 早退及び欠席の目安（学校医より）：
 - ・発熱している（37.5度以上）
 - ・発熱していなくても、咳やのどの痛み、鼻水、体のだるさなど風邪症状がみられる。
 - ・症状がなくなるまで自宅で休養する。※個人差があるため、問診等を通して、養護教諭が総合的に判断する。
- 以下の場合は、最寄りの保健所に相談するように促す。
 - ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ② 基礎疾患がある等重症化しやすい児童生徒で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
 - ③ ②以外の児童生徒で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

嘉穂鞍手保健福祉環境事務所：0948-21-4972 田川保健福祉事務所：0947-42-9379 福岡県保健所夜間休日緊急連絡番号：092-471-0264

- 感染症における出席停止について
 - ・児童生徒が感染症によって出席停止となる場合、本校では「医師の診断書」の提出は不要です。
※診断書の提出が必要な学校もあります。
 - ・出席停止については、学校保健安全法等に定められており、法に則って対応をしています。（本校独自のやり方ではありません）
 - ・医師から感染症の診断を受けた場合は、以下について確認し、担任にご連絡ください。
 - ①病名
 - ②発症日
 - ③出席停止期間

・学校において予防すべき感染症及び出席停止期間は以下の通りです。

	感染症名	出席停止期間	備考
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、 新型コロナウイルス感染症	治癒するまで ※新型コロナウイルス感染症については、医師や保健所の指示に従ってください。	※新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、 学校医等の意見を聴取の上、学校保健安全法第19条による出席停止（感染していないことが確認できるまで）の措置を取る。
第2種	インフルエンザ	発熱したのち5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎		
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
その他の感染症	感染性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノ等)、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑(りんご病)、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、単純ヘルペスウイルス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、伝染性膿痂疹(とびひ)、伝染性軟属腫(水いぼ)、アタマジラミ症、疥癬、皮膚真菌症	感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができる ※出席停止の必要がない感染症もあり	

※出席停止の感染症が分からない時も、学校に一度ご相談ください。

給食

配膳

- 原則、教員が行う。
- 配膳前に健康状態、服装、手洗いチェックの実施（給食当番と同様）
※マスク着用。
※食べ物を直接素手で触らない。（道具、手袋等を使用する）
- 給食室での受け取りや運搬は、児童生徒も行う。

給食当番

- 健康状態、服装、手洗いチェックの実施（チェック表見本を当マニュアル後方に添付）
- 体調不良やエプロン等の忘れ、マスク着用が難しい児童生徒・職員→給食室に入らない

給食室前

- 整列時は、クラス間を最低1m開ける。会話しない。壁ピタ（対面しないようにする）

手洗い・消毒

- 石けんでしっかり手洗いを行う。
- 手洗い後、アルコール手指消毒を行う。

机の配置

- 飛沫に気をつけ、安全に実施できる配置にする。

食事中の指導

- 実態に応じ、食事中は会話をしないよう指導する（飛沫防止）

食事介助

- 食事介助をする職員は、介助中に食事をしない。
- 食事介助前後に食事をする場合は、手を洗う
※異なる作業に移る場合や作業終了時には必ず手洗いと手指消毒を行う。
- 手袋を着用する。
- 複数人に1人で介助する際、明らかにだ液が手袋に付着した場合は、必ず新しい手袋に付け替える。
- 食事介助用の箸等と、児童生徒が使用する箸等は分ける。
- むせ等の飛沫を浴びない手立てをとる（フェイスシールドの活用、横から介助する等）
※フェイスシールドを使用する際は、マスクも着用する。

その他

○歯磨き指導：教員は必ずマスク、手袋を着用する。指導後は手洗いを行う。

＜コロナウイルス感染症に応じた歯磨きの仕方（学校歯科医より）＞
口の中の常在菌を減らすこと（①歯垢をきれいに取る。つまり、口の中に食べ物を残さない。頬の上の方に残りやすいので注意する。②舌を4～5回磨く。）

○歯ブラシやコップの保管：児童生徒同士の物が密着しないように工夫する。

○着替え：カーテン内での密は避けられないことから、教室の換気やマスク着用を徹底する。

※専門家によるコロナウイルス感染症の解明状況や流行状況により、マニュアル内容が変更になることがあります。

メ 毛